

2017年9月通常会議 意見書案に対する討論

2017年10月2日

杉浦 智子

私はただいま提案されております

[意見書案第17号](#) 受動喫煙防止対策を進めるために健康増進法の改正を求める意見書（案）

[意見書案第18号](#) 森林環境税（仮称）の早期創設及び林業の成長産業化と森林の適切な管理の推進を求める意見書（案）

[意見書案第20号](#) 小中学校におけるプログラミング教育への支援を求める意見書（案）
に対する反対討論、

および、

[意見書案第23号](#) 北朝鮮への軍事・経済の圧力優先でなく、国際社会との協力で対話による解決に取り組むことを求める意見書（案）、

[意見書案第27号](#) 実効ある受動喫煙防止対策の法制化を求める意見書（案）、

[意見書案第28号](#) 地球温暖化対策税の拡充と林業に対する支援強化を求める意見書（案）
に対する賛成討論を行います。

まず意見書案第17号 受動喫煙防止対策を進めるために健康増進法の改正を求める意見書（案）、並びに意見書案第27号 実効ある受動喫煙防止対策の法制化を求める意見書（案）について関連しますので一括して討論します。

受動喫煙防止対策は、2020年の東京オリンピック・パラリンピックまでに実効あるものにするには、国際的な責任です。健康増進法が14年前に改正され、そこで施設の管理者に受動喫煙防止の努力義務が設けられました。しかし子どもや病気の患者を初めとして受動喫煙で毎年15,000人が亡くなっている現状から、努力義務では足りず、直接的に規制し、望まない受動喫煙を禁止することが必要だということです。

意見書案第17号では、屋内における規制においては、喫煙専用室の設置が困難な小規模飲食店に配慮することを求めています。一部報道において、飲食店の規制について、喫煙とか分煙などの表示を課すことを条件に、一定の面積以下、いわゆる100平米以下の飲食店は規制の対象外とすることや、厚生労働省の基本的な考え方の中で、通常、妊婦あるいは子どもたちが利用せずに、経営者以外の従業員とかアルバイトもいないような、いても一人程度である小規模のバーとかスナック等においてのみ、例外的に喫煙を可能としたことなどが自民党内で議論されていたとのことです。

しかしこの100平米以下の飲食店という前提となれば、例えば東京都では、100平米以下の一般飲食店は全体の100%、バー、スナック等の遊興飲食店では95%となり、100平米以下の飲食店を表示義務で喫煙してもよいとすれば、圧倒的な飲食店が喫煙フリーとなり、アルバイト、従業員、子どもまで望まない受動喫煙を強いられることになるのです。

また完全禁煙にすると客足が減るという議論もあったとされていました。しかし、WHOの国際がん研究機関がまとめたがん予防ハンドブックでは、公衆の集まる場所で喫煙を禁止する法律を導入しても減収にはならないとし、イギリス政府の調査によれば、全面禁煙にしても、パブは逆にお客さんが増えているという結果も出ているとのことです。

日本で行われた全面禁煙にした飲食店への影響について、2010年度に行われた愛知県と大阪府で

の調査によりますと、愛知県では、自主的に全面禁煙した1,163店舗のうち約96%の1,118店舗は売上げが増えた又は変わらないと回答し、売上げが減ったと答えたのは約4%となっています。大阪府では、自主的に終日全面禁煙としている飲食店226店舗のうち、売上げが減ったと回答したのは約8%という結果となったと聞き及びます。

医療費の問題から見ても重大な損失があります。WHOは、喫煙による健康被害で155兆円の経済損失が生じているとしています。わが国でも受動喫煙によって生じている超過医療費は、2016年度の厚生労働科学研究所によりますと、肺がん、虚血性心疾患、脳血管疾患を対象として算出された、2014年度の受動喫煙による超過医療費は、約3,233億円と推計されているとのことです。このデータでは、脳血管疾患、虚血性心疾患、肺がんに限定していますから、実際はもっと多いことは間違いなく、医療費でも大きな損失が発生している訳です。

国会の厚生労働委員会の議論でも、厚生労働大臣は、厚生労働省は国民全体の健康に責任を負っていることから、受動喫煙の健康影響が明らかであって、科学的にも、健康を確保して命を守り、子どもたちの未来を守るためにも、望まない受動喫煙を完全に解放するための対策を講じることを強調されています。そして原則、屋内禁煙の前提を譲ることはできないことや、広範な例外を恒久措置として残すようなことでは望まない受動喫煙は排除し切れないとの考えも明らかにされています。

こうしたことを踏まえ、意見書案第17号のように例外を増やしては効果的な受動喫煙防止対策にはならず、反対をするものであり、国民のさらなる健康増進を図るために望まない受動喫煙から完全に解放される社会の実現へ、完全禁煙を基本とする実効ある受動喫煙防止対策の法制化を求める意見書案第27号に賛成するものです。

議員各位のご賛同をお願いします。

次に意見書案第18号 森林環境税（仮称）の早期創設及び林業の成長産業化と森林の適切な管理の推進を求める意見書（案）、並びに意見書案第28号 地球温暖化対策税の拡充と林業に対する支援強化を求める意見書（案）について関連しますので一括して討論します。

国土面積の67%を占める森林は、再生産可能な木材の供給とともに、中山間地域の維持と国土・環境の保全、水資源の涵養、生物多様性のなど国民生活に不可欠な役割を果たしています。また、健全な森林の育成・管理は、二酸化炭素の吸収・固定による地球温暖化防止への寄与など「低炭素社会」の実現にも欠かせないものです。

わが国の森林は、蓄積量が49億立方メートルを超え、毎年、年間消費量を上回る約1億立方メートルが増大しており、国産材の利用と森林の公益的機能の持続的な発揮は、森林・林業者だけでなく、国民共通の願いであります。

そのための財源確保として、2015年12月に自民・公明が発表した「平成28年度税制大綱」の中で、森林吸収源対策で「森林整備等に関する市町村の役割の強化や、地域の実態に即した国産材の生産・加工・人材確保策について必要な施策を講じた上で、市町村が主体となった森林・林業施策を推進することとし、これに必要な財源として、都市・地方を通じて国民に等しく負担を求め、市町村による継続的かつ安定的な森林整備等の財源に充てる税制（森林環境税〈仮称〉）等の新たな仕組みを検討する。」としました。

一方で2016年4月1日現在、森林整備を主たる目的として、37の府県と横浜市で森林環境税が導入されています。滋賀県でも、滋賀の森林は琵琶湖の豊かな水を育み、県土を保全して県民の生活や財産を守るなど、極めて重要な公益的機能を有しており、琵琶湖や県民の暮らしと切り離すことが

できない貴重な財産であるとして、琵琶湖と森林の関係を重視しながら、公益的機能の高度発揮に重点を置いた環境重視の森林づくりと、広く県民が森林に対する理解と関心を深め、県民協働による森林づくりを推進するという、新たな視点に立った「琵琶湖森林づくり事業」を展開するために、必要な費用に充てるため「琵琶湖森林づくり県民税」を導入しています。

しかしながら、新しく森林環境税を導入するに際して、県民の同意・理解を得ているとは言いがたい自治体も多く存在していることから、全国知事会も「地方の意見を十分踏まえ、税収は全額地方の税財源となるよう制度設計するとともに、都道府県の役割や都道府県を中心として独自に課税している森林環境税との関係について、しっかりと調整するよう」、国に強く求めています。

そもそも地球温暖化への対応は、地球規模の重要かつ喫緊の課題として、低炭素社会実現のため温室効果ガスの排出削減を目指し、中長期的にエネルギー起源の二酸化炭素の排出抑制対策を強化することが不可欠な状況となりました。このために地球温暖化対策税が導入され、2012年10月から石油石炭税の上乗せ措置として実施されましたが、不十分なものとどまっています。

こうしたことから森林環境税については、国民に等しく負担を求めるのではなく、地球温暖化対策税の拡充を図り、使途として森林吸収源対策を位置づけて、森林・林業における地球温暖化対策の実行に必要な財源を充てるべきと考えます。

そのためにも環境に関わるすべての分野で、大企業の製造責任・排出責任を厳しく問う環境保全のルールを確立し、汚染の原因となる物質を生産・使用している企業の責任と負担を明確にするなど地球温暖化対策税の拡充を図る必要があります。

こうしたことから、国民に更なる負担を求めようとする意見書案第18号には反対し、地球温暖化対策税の拡充を求める意見書案第28号に賛成するものです。

次に意見書案第20号 小中学校におけるプログラミング教育への支援を求める意見書(案)についてです。

インターネットの普及、活用分野の拡大などIT技術・産業の発展・拡大そして国際社会の中でもさらに広範に、また高見を目指していくことになるであろうことを否定するものではありません。

しかし教育の目的は、ひとり一人の「人格の完成」です。人格を完成させるのは、ひとり一人の子ども自身であり、大人や社会あるいは国が、「完成した人格」を規定して、その定められた人格の「枠」にひとり一人の子どもをあてはめるように育て上げることはありません。特に義務教育に求められるのは、子どもたちが社会参加しながら、自分の得手を見つけ、将来への希望・展望をもつことで、国家のための人材育成が目的ではありません。

次期学習指導要領に向けての様々な議論の中で、2030年の社会を「複雑で予想困難な社会」、グローバル化が一層進展する社会と描き、そうした社会が求める人材像に必要な「資質・能力」を育てることを教育の目的であるとの観点が示されています。この観点から、子どもたちが獲得すべき「資質・能力」を規定し、そこへの到達を目指して教育課程、指導方法、評価を組み立てようとしています。社会が求めるとして財界が必要だとする人材の育成が教育の目的となってしまうことは、そもそもその出発点が逆転していると言わざるを得ません。

危惧されることは、「英語教科の必須化」と同じように、必須化されることで、より低年齢化・偏っていくことへの懸念です。子どもたちには個性があるものの、心にも身体にも社会性にも発達段階があり、人格形成のために総合的な教育を丁寧に繰り返し経験していく必要があります。子どもたちの成長・発達には、年齢が小さい時ほど、その時々身に付けておいた方がよいこともたくさん

あります。インターネットの扱いについては、視力などの健康被害・体力低下なども危惧されています。

また貧困と格差の拡大・教育環境への懸念です。今でも教育の現場でインターネットの活用が行われているところですが、自宅でのIT・インターネット環境には、ずいぶん差がついてきています。経済的な貧困が、教育的貧困・文化の貧困などへと影響を広げている実態があります。

今、教育の現場で求められているのは、どの子もよくわかるように、少人数学級の確立や教師など職員の増員。憲法を学び、主権者としての自覚、何よりも「幸せになっていくこと」を追い求めていく「教育の確保の平等」そのものです。国として「教育」に使える財源を確保すること、幼稚園や保育園・学校施設の改修費や建設費、中学校給食や少人数学級・小規模校への支援など、せめて諸外国と同レベルの教育費を早急に確保することが大切です。

プログラミング教育などのICT教育については、条件整備もなく拙速に導入することや、子どもたちの発達段階に考慮せずに押しつけることは、かえって子どもたちの成長を阻害するものとなる可能性が危惧されます。

よって本意見書案には反対するものです。

次に意見書案第23号 北朝鮮への軍事・経済の圧力優先でなく、国際社会との協力で対話による解決に取り組むことを求める意見書（案）についてです。

北朝鮮は、去る9月3日、昨年9月に続く6回目の核実験を強行し、「ICBM（大陸間弾道ミサイル）搭載の水素爆弾の実験を成功させた」主張しています。さらに9月15日、国際社会が強く自制を求めているもとで、再び太平洋上に向けて、通告なしに日本列島の上空を飛び越える弾道ミサイルの発射を強行し、今年だけでも13回行った弾道ミサイル発射とともに、世界と地域の平和と安定にとっての重大な脅威であり、累次の国連安保理決議に違反した暴挙であり、厳しく糾弾するとともに抗議するものです。

9月5日、国連安保理が新たな制裁決議を採択したことに対して、北朝鮮は「断固たる報復で対処し、全面的に排撃する」、さらに「アメリカに厳重な警告信号を送る」などと米国を軍事的に威嚇し、これに対し米国のトランプ大統領は、「北朝鮮がこれ以上アメリカを脅すのであれば、炎と激しい怒りに直面することになるだろう」などと発言し、米国と北朝鮮が軍事的恫喝の応酬をエスカレートさせています。

米朝両国が、直接相手の意図を確かめるすべのないまま、当事者たちの意図にも反して偶発的な事態や誤算による軍事的衝突につながりかねず、大変に危険です。

この危機を打開するために、現在の危機が引き起こされた根本は北朝鮮が累次の国連安保理決議に違反して、核兵器・ミサイル開発を進めてきたことにあるのですから、北朝鮮に対しては国連安保理決議を順守すること、これ以上の軍事的な挑発行為の中止を求める。米朝両国に対しては、強く自制を求めるとともに、現在の危機を打開するために無条件で直接対話に踏み出すよう呼びかけることで、核・ミサイル問題を解決する可能性を追求すべきです。この点では、トランプ大統領が、北朝鮮との交渉に関して、「オバマ前政権は、話すらしたがらなかったが、私は話す。誰かがやらなければならない」と述べていることから大いに可能性があるということです。

9月11日に全会一致で採択された国連安保理決議は、経済制裁強化の措置を決定するとともに「対話を通じた平和的・包括的な解決」を呼びかけています。危機打開と問題解決のためには、経済制裁強化が必要ですが、それだけでは足りません。経済制裁強化と一体に「対話による解決」の道に踏み

出すことが不可欠です。

中でも 1994 年の朝鮮半島危機を訪朝で解決に導いたカーター米元大統領が、米朝指導者かそれに準じるレベルの対話を呼びかけています。またヨーロッパ各国の首脳が、米朝間の対話を仲介する意向を表明しています。こうした直接対話を促し、可能なあらゆる手立てをとることが重要であり、とりわけ日本政府が、「対話否定論」に固執する態度をあらため、「いまこそ対話に踏み切るべきだ」ということを米国政府に説くことを強く求めるものであり、よって意見書案第 23 号に賛成するものです。

議員各位のご賛同をお願いします。